

福利厚生規程 新旧対照表

新	旧
<u>(情報通信技術の活用)</u> 第4条 この規程に基づく申込、届出、請求、交付、通知その他の手続（以下「手続等」という。）は、理事長が別に定める方法により、情報通信技術を活用して行うことができる。 2 前項の方法により行われた手続等は、書面による手続と同等の効力を有するものとする。 3 第1項の方法により行われた手続等は、当該手続等の使用にかかる相手方の電子計算機に備えられたファイルへ記録されたときに到達したものとみなす。 第5条 ） （略） 第7条 （被登録者の追加） 第8条 （略） 2 被登録者追加の承認は、会員証の交付をもってこれに代えることができる。 第9条 ） （略） 第23条 （弔慰金） 第24条 会員及び会員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次項において同じ。）又は一親等の親族が死亡したときは、弔慰金を支給する。 2 （略）	（新設） 第4条 ） （略） 第6条 （被登録者の追加） 第7条 （略） 2 被登録者追加の承認は、会員証の交付をもってこれに代えるものとする。 第8条 ） （略） 第22条 （弔慰金） 第23条 会員及び会員の配偶者又は一親等の親族が死亡したときは、弔慰金を支給する。 2 （略）

新	旧
第25条 (略) 第54条 第6章 貸付あっせん及び利子補給 第7章 住宅資金の利子補給 第8章 厚生事業等 第9章 運営 附 則 <u>この規程は、令和7年12月4日から施行する。ただし、この規程による改正後の第4条の規定については、共済事業総合管理システムの運用開始日から施行する。</u>	第24条 (略) 第53条 第5章 貸付あっせん及び利子補給 第6章 住宅資金の利子補給 第7章 厚生事業等 第8章 運営